

第91回 草津市障害児(者)自立支援協議会 研修会 (令和5年度)

日時:令和6年1月18日(木)午前9:30~11:30

場所:草津市役所8階 大会議室

開会 (9:30~)



研修会

テーマ 『障害のある人の住まいを考える』

第1部 「グループホームの現状」 事務局から (30分程度)

第2部 「居住支援法人って、なに? (住宅確保要配慮者居住支援法人について)」

一人暮らしを希望しても、保証人がない場合や、見守り等の配慮が必要、また、そもそも障害があるということで、住まいの確保も難しい現状があります。

講師

株式会社共栄サポート 代表取締役 白井 洋典氏

みらいえ住宅株式会社 居住支援サービス部 部長 柳田 宝氏

【意見交換】

閉会 (11:30頃)

(今後の開催案内)

令和5年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

① 令和6年3月21日(木)9:30~11:30(定例会議) 草津市役所8階 大会議室

○活動報告とトピックス(予定)「草津市の拠点整備に向けて(案)」

グループホーム(共同生活援助) について

草津市障害児(者)自立支援協議会
令和6年1月18日(水)研修会 第1部
草津市基幹相談支援センター 寺嶋

1

グループホーム(共同生活援助)とは

○グループホームは、障害のある人が地域の中で、家庭的な雰囲気のもと、共同生活を営む住まいの場です。

○入居定員は4名以上で、一軒家やアパートなどでの共同生活を支援するサービス。(障害福祉サービスの訓練等給付)

○「世話人」や「生活支援員」が利用者の食事の準備や、お風呂、トイレの介助といった日常生活上の相談や援助を提供します。

○家賃が必要です。その額はグループホームによってばらつきがあります。

2

グループホームのサービス類型

・グループホームの主に3つの種類

- ①外部サービス利用型
- ②介護サービス包括型
- ③日中サービス支援型

3

グループホームを利用できる人

○利用対象者:身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者)難病患者等

○15歳以上の方:原則は18歳以上であるが、15歳以上の障害児は児童相談所の所長が認めた場合は可能

○身体障害者:65歳未満が対象。65歳になるまでの間に障害福祉サービスを利用の場合は利用可能

○利用できる期間:3年ごとの更新が必要。(サービスの支給決定)

○介護保険との関係:グループホームの利用年齢の制限がありませんが、介護保険制度との調整が必要。

4

障害支援区分

○「障害支援区分」とは、その方に必要な支援の度合いの目安となるものです。

○グループホームは総合支援法による障害者が対象で、障害支援区分にかかわらず利用できます。

○しかし、障害支援区分によって世話人や、生活支援員の配置基準が変わるため、原則として障害支援区分の認定を受けることになっています。

○障害支援区分は6段階
「非該当」・「1/2/3/4/5/6」

○もっとも支援が必要な人は「6」
数字が大きいほど、介護の必要性が高いという目安になります。

5

利用の手続き

「グループホームを利用したい」場合は、担当相談支援専門員等に相談。
⇒ご本人の希望を把握し、空いている物件等の情報集めて提案。

⇒見学（担当相談支援専門員が同行する場合があります。）

⇒体験（または、短期入所での体験ができれば・・・）

⇒マッチング ⇒決定

①手続き

「サービス利用申請」→「サービス等利用計画の作成」→「市町村の支給決定と受給者証の受け取り」

②使いたい事業所との利用契約

6

草津市のグループホームの状況

○ここ2～3年の間で事業所数が増加しています。

○R5年12月末時点

グループホーム：総数：25か所

定員（利用者枠）総数：172人

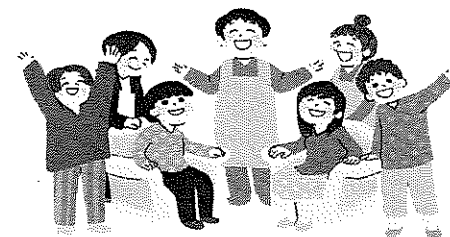
○ほとんどが介護サービス包括型

（グループホームに生活支援員と世話人を配置）

日中サービス支援型：1か所

外部サービス支援型：2か所

7



8

現在のグループホームの課題 ㉞

○民間企業等の参入もありグループホームの全体数は増えてますが、地域の住宅を活用したグループホームが多く、中軽度の障害の方の利用がほとんどです。

○重度障害者(重症心身障害者・強度行動障害者等)に対応するホームは少ない状況です。

○ホームを開設しようとしたときの地域住民の方への丁寧な説明と理解の促進が大切です。

9

現在のグループホームの課題 ㉟

○建物、設備等

⇒既存の住宅物件では、重度障害者の方の受けとめは困難。
車いす対応は、困難なところもある。

○感覚過敏や対人不安等の課題のある方の対応
(音や話し声が気になる方もおられる。)

○重度障害者対応グループホームの運営と通常報酬体系の困難性。
(経営的な課題)

⇒重度障害者対応のグループホームの新規参入は増えない。

10

現在のグループホームの課題 ㊱

○入居に対しての体験や施設とのマッチングなどの準備期間が必要。

○生活支援員、世話人の確保(求人・退職)、高齢化、利用者支援の専門性の確保

○過ごし → 日中活動及び過ごしの場の保証、医療との連携(内服支援、健康管理、医療的ケア)

○利用者本人の意思決定と財産管理 → 成年後見制度等の活用等

11

R5年度 草津市内 グループホーム一覧

※受け入れ可能数は変化するため、ご確認ください。R6.1.12現在の状況です。

NO	事業所名	定員	受け入れ可能数	男女各専用	〒	事業所住所	事業所電話番号	事業所FAX番号	類型※
1	きららホーム(青地)	4	満床	女性	〒525-0041	草津市青地町862-8	077-563-2880	077-563-2880	介護サービス包括型
	きららホーム(志津)	5	満床	男性					
2	コンゼ野路	5	1床要相談	女性	〒525-0055	草津市野路町2415-19	090-6148-0742 (船越氏)	077-576-5765	介護サービス包括型
3	コンゼ南笠	6	4床要相談	男性	〒525-0056	草津市南笠町1079-9		077-596-1627	介護サービス包括型
4	グループホーム住倉草津	10	2床	男性棟 短期入所1床	〒525-0003	草津市長楽町265	077-568-3133	077-568-3134	介護サービス包括型
		10	1床	女性等 短期入所1床					
5	ソーシャルインクルー 草津橋岡	10	満床	男性棟 短期入所1床	〒525-0065	草津市橋岡町173	077-561-8111	077-561-8112	日中サービス支援型
		10	満床	女性等 短期入所1床					
6	たちきの実	5	満床		〒525-0034	草津市草津三丁目11-34 102	077-598-5368	077-598-5367	外部サービス利用型
7	Dear House(デアハウス)	9	満床		〒525-0013	草津市新堂町30-1	077-561-8856	077-561-8857	介護サービス包括型
8	なでしこ	6	1床要相談	女性	〒525-0028	草津市上笠三丁目8-23-3	077-561-3332	077-561-3382	介護サービス包括型
9	グループホームにぎやかの家	6	1床要相談	男性	〒525-0028	草津市上笠一丁目5-19	077-561-3332	077-561-3382	介護サービス包括型
10	はびねす南草津第1 (マンション)	9	満床	女性	〒525-0055	草津市野路町3001番地 304・303号室	077-572-8208	077-572-8212	介護サービス包括型
11	はびねす野路	4	1床要相談	女性	〒525-0058	草津市野路東4-18-24	080-3835-2873 (飯田氏)		介護サービス包括型
12	ホーム ばとん	5	満床		〒525-0042	草津市山寺町1147	077-563-2363	077-563-2348	介護サービス包括型
13	グループホームむげん	5	1床要相談	男性	〒525-0034	草津市草津三丁目13-56	077-567-3463	0748-82-0050	介護サービス包括型
14	グループホーム・ケアホーム ゆかの里	4	1床	女性	〒525-0001	草津市下町10-4	077-535-6986		介護サービス包括型
15	ライフスペース向日葵	12	1床要相談		〒525-0028	草津市上笠二丁目14-13	077-569-5520	077-516-4121	介護サービス包括型
16	ライフスペース向日葵2号館	5	2床要相談		〒525-0028	草津市上笠四丁目13-17	077-598-5407		介護サービス包括型
17	ラビホーム	6	1床	男性	〒525-0033	草津市東草津町1丁目2-41	077-599-5974 080-2749-5791 090-1900-4658	077-599-5976	介護サービス包括型
18	ラビホームⅡ	7	3床	女性	〒525-0034	草津市草津3丁目13-47木屋長ビル3F・4F			介護サービス包括型
19	ラビホームⅢ	6	3月オープン予定	男性	〒525-0033	草津市東草津1丁目2-44			介護サービス包括型
20	RUMAH RUMAH(ルマルマ)	4	1床要相談		〒525-0046	草津市追分町3丁目22-19 202	077-566-8266	077-566-8277	外部サービス利用型
21	若草の家	5	1床		〒525-0045	草津市若草八丁目6番地の1	090-2709-9417 (崎山氏)	077-562-9274	介護サービス包括型
22	わおん草津	4	1床空き	男性	〒525-0026	草津市波川一丁目4-21	080-3367-8109 (浅野氏)		介護サービス包括型
23	わおん草津 平井	5	体験実施中	女性	〒525-0023	草津市平井一丁目19-11			
24	グループホーム若竹上笠寮	4	相談可		〒525-0028	草津市上笠四丁目20-12	077-569-5697 (法人事務局)		介護サービス包括型
25	グループホーム若竹野村寮	1	満床		〒525-0027	草津市野村六丁目10-30			

現状・課題

- 障害者の地域生活を支えるグループホームについては、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以降、入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進するために整備を推進してきたところであり、利用者数は令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り、令和3年2月には約14万人に増加。
- 障害者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題であり、平成30年度報酬改定において新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームを創設するとともに、令和3年度報酬改定において重度障害者支援加算の拡充等を図った。
- 一方、グループホームの利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在。平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして、入所施設やグループホーム等から退居した一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていないため、一定の支援があれば本人が希望する一人暮らし等の生活が可能であっても、グループホームに留まらざるを得ない状況がある。また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の市町村における整備に留まっている。障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念を踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題。
- なお、グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

検討事項（論点）

- 地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。

<論点>

- ・ グループホームの制度の在り方（障害者が希望する地域生活の実現、重度障害者の受入体制の整備等の観点を踏まえた検討）
- ・ 自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方（住宅施策との連携の推進を含む）※10月1日障害者部会で議論
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の推進

2

②グループホームにおける支援の質の確保

- グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が乏しい事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援の質の確保が懸念される状況がある。事業者による支援の質の確保について、事業所による協議会の設置や市町村自立支援協議会への報告、外部評価等の実施が認められたものの、一部の事業所での実施に留まっている状況であった。今回の自治体調査結果において、グループホームにおける障害特性等を踏まえた支援の質の確保や重度障害者等の実質的な利用拒否の事例など、支援の質の確保で問題と考えられる事例があるとの回答があった。グループホームについて、地域の中で開かれた存在としていくことが支援の質の確保の観点から重要。
- 障害福祉サービス等の質の確保・向上について、本年9月6日の第117回障害者部会の資料1において、検討事項（論点）として以下を掲げているところであり、上記を踏まえつつ検討していくこととしてはどうか。

③地域のニーズを踏まえたグループホームの整備

- 事業所調査において、グループホームの空室の状況について調査したところ、一時的な空室や短期入所等のために空室を確保している他、「利用希望者がいない」、「利用希望者はいたが、グループホームの設備と利用希望者のニーズがあわなかったため」「利用希望者はいたが、職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であったため」などの回答があった。自治体調査において、特に不足するグループホームの利用者像として、主に、重度障害者、強度行動障害、医療的ケアを有する者等のグループホームが不足している状況があるとの回答が多い状況であった。市町村は障害福祉計画により地域の具体的なニーズを踏まえて計画的にグループホームの整備を進める必要があるものの、都道府県がグループホームの事業所の指定に当たって市町村が関与する仕組みがない状況であり、一部の市町村から、把握していないグループホームの整備計画が進んでしまうなどの課題が挙げられた。
- 障害福祉サービス等事業所の指定の在り方について、本年9月6日の第117回障害者部会の資料2において、検討事項（論点）として以下を掲げているところであり、上記を踏まえつつ検討していくこととしてはどうか。

- 障害福祉サービス等の持続可能性についてどう考えるか。

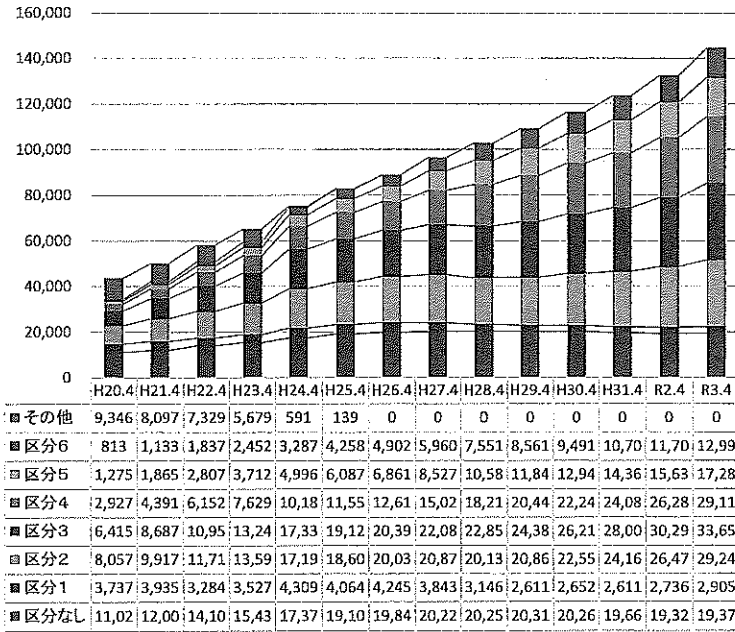
<論点>

- ・ 地域ごとの障害福祉サービス等のニーズを適切に踏まえた、事業所の指定の在り方（一般市町村の関与の必要性）について、どう考えるか。

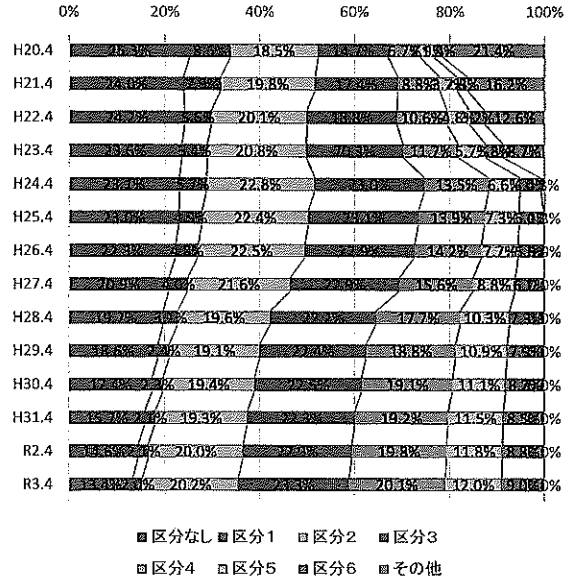
グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移

グループホームにおいては、区分4～6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

障害支援区分別GH利用者数



障害支援区分別GH利用者割合



(出典: 国保連データ)

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ☆ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ☆ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員: 原則1人
- ☆ 居室面積: 収納設備を除き7.43㎡

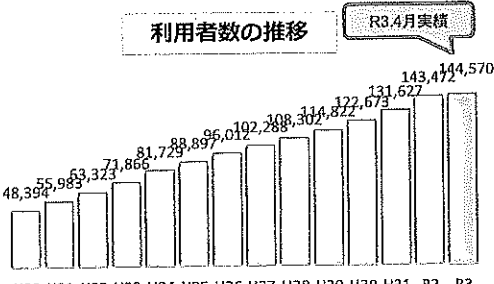


★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移



出典: 国保連データ (各年度末月)

	グループホーム (共同生活援助)		
	(介護サービス包摂型)	(日中サービス支援型)	(外部サービス利用型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位	世話人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて(受託居宅介護サービス) 96単位～
事業所数	8,670事業所	348事業所 (平成30年4月～)	1,301事業所
利用者数	124,291人	4,708人 (平成30年4月～)	15,571人

利用者数合計 144,570人

事業所数・利用者数については、国保連令和3年4月サービス提供分実績

グループホーム3類型の比較

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定員	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	
住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。			
設備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ~ (区分3)9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位/日～170単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日～252単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和3年4月国保連データ)	8,670事業所	348事業所	1,301事業所	
利用者数 (令和3年4月国保連データ)	124,291人	4,708人	15,571人	

25

共同生活援助(介護サービス包括型)

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)あつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上 (4:1～6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [667単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

■主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合> (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位 (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位 (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位 重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	日中支援加算 (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位～270単位 (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位 医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位 強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合であつて、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位
---	---

○事業者数 8,475(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 122,220(国保連令和3年2月実績)

共同生活援助(日中サービス支援型) ※平成30年4月～

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1～5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1～5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1～9:1以上

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬	
GHにおいて日中支援を実施した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位]	} 1日毎に切替可
日中活動サービス事業所等を利用した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]	
■主な加算	
夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位	医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	看護職員配置加算 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位
精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○事業所数 291(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 3,977(国保連令和3年2月実績)

40

共同生活援助(外部サービス利用型)

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
 - 世話人 6:1以上(当時は10:1以上)
(4:1～6:1、10:1)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬	
世話人 4:1 [243単位] ～ 世話人10:1 [114単位] ※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位～]	
■主な加算	
夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位	日中支援加算 (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位～270単位 (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位
夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合> (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位 (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位 (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位	精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

○事業所数 1,320(国保連令和3年2月実績)

○利用者数 15,613(国保連令和3年2月実績)

41

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

① 重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位/日 ※ 区分4以上の強度行動障害を有する者

② 医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算 120単位/日

③ 強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動支援従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算 400単位/日

④ 基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日

【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤ 夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直しした上で、
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が5人の場合 【現行】（区分に関わらず）269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日

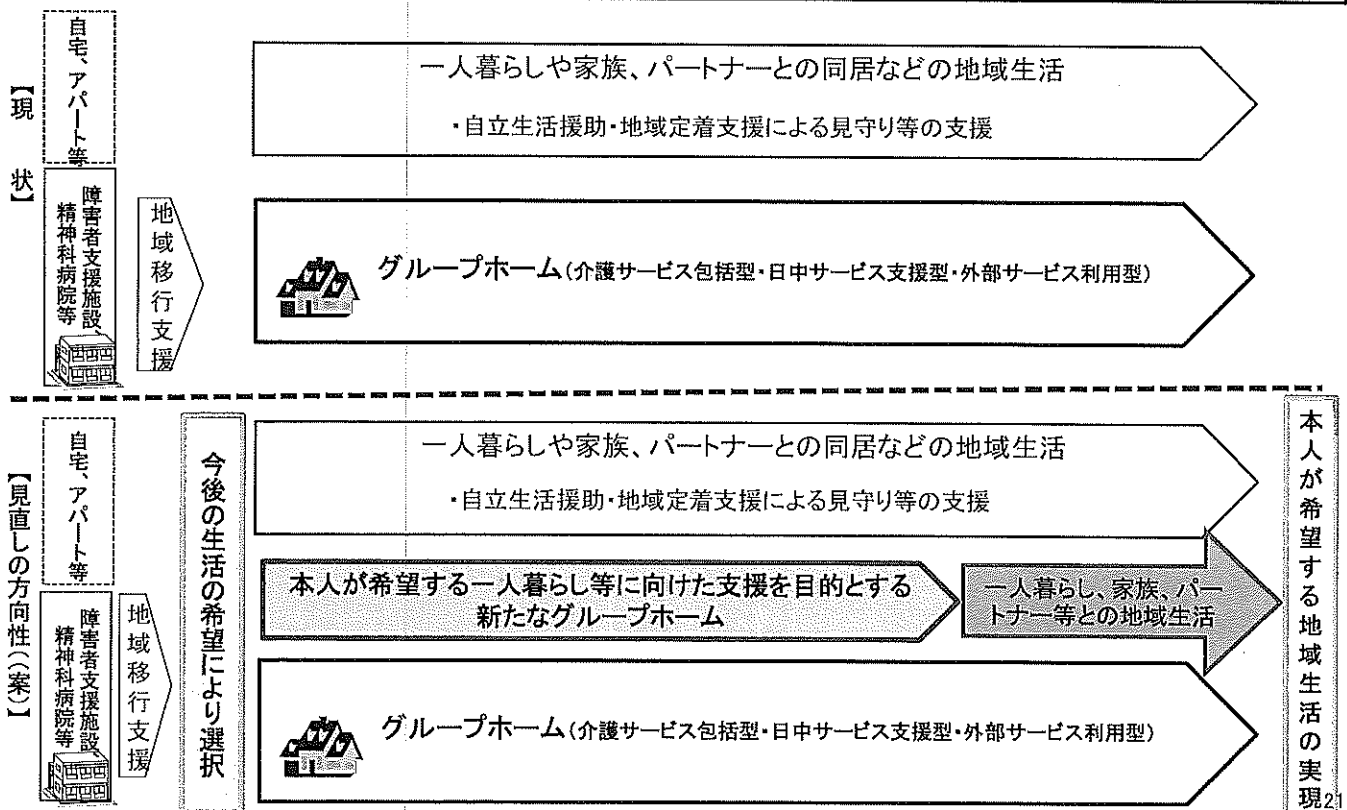
※2 【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位/日 夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位/日

※ 重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

今後のグループホームの検討の方向性(案)

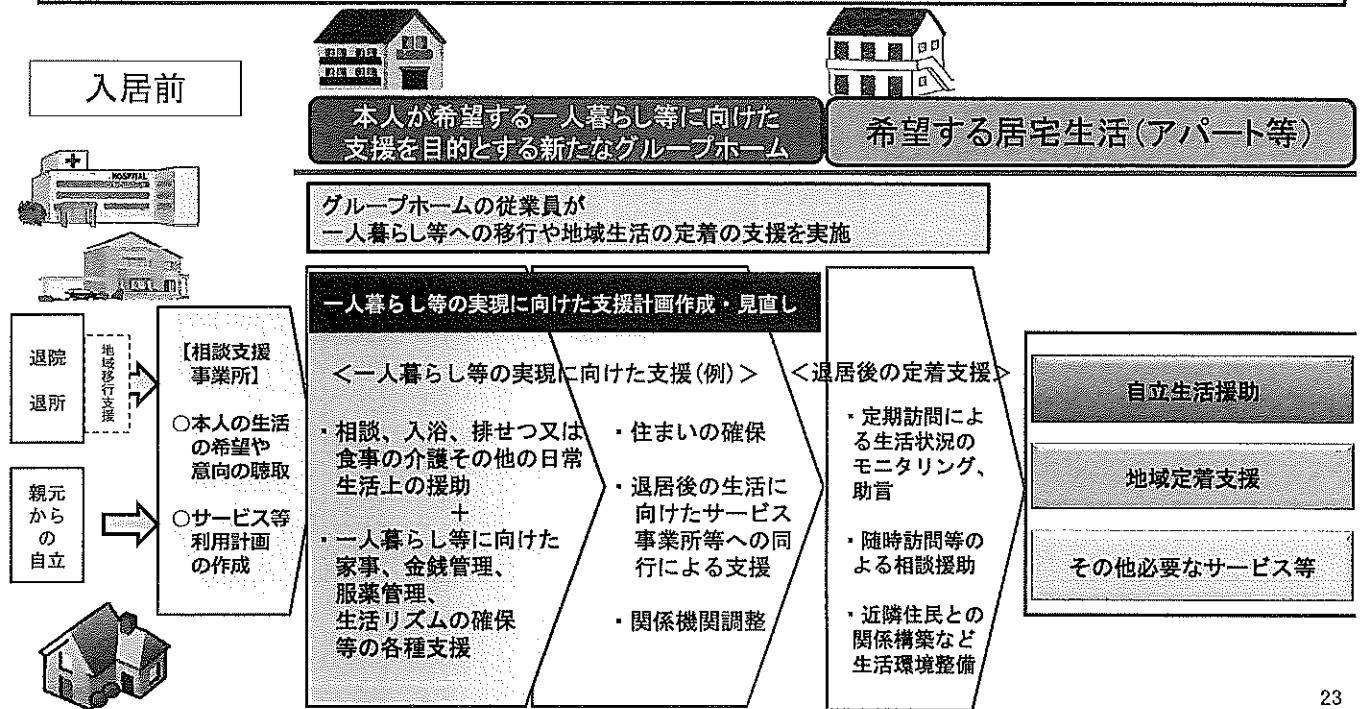
- 障害者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、グループホームにおいて、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービスタイプの創設を検討してはどうか。



新たなグループホームにおける支援のイメージ(案)

本人が希望する地域生活の実現に向けた支援の実施

- 障害者本人の今後の生活の希望を踏まえ、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の居宅生活に向けた支援を実施。
- あわせて、グループホーム退居後の暮らしが定着できるよう、引き続きグループホームの従業員が、退居後の一定期間、地域生活の定着のための支援を実施。



23

新たなグループホームの骨格のイメージ(案)

	本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホーム	現行のグループホーム (介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)
対象者	居宅における一人暮らし等への移行を希望する障害者	障害者
標準利用期間	標準利用期間を設定	なし
支援の内容	共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと + ①居宅における自立生活への移行のための支援(金銭管理、家事等の訓練、住居の確保の支援等) ②グループホーム退去後の居宅生活への定着のための支援	共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと
人員体制	(現行のグループホームの日常生活上の援助等を行う職員に加え) 本人が希望する地域生活に向けた支援を行う専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)の配置	管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人
報酬	障害程度、特性等に応じて日常生活上の支援に必要な報酬 一人暮らし等に向けた支援を実施する人員体制や一人暮らし等につながった実績等を適切に評価	障害程度、特性等に応じて日常生活上の支援に必要な報酬

22

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人の指定状況

- ・34道府県149法人が指定（H30.10.19時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

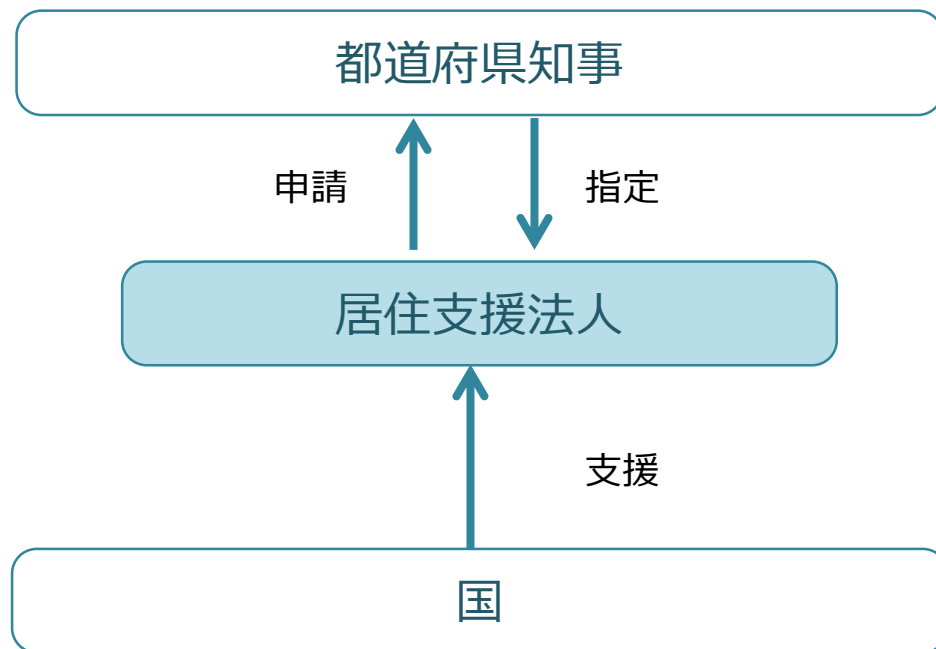
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務（上記①～④）に係る活動に対し支援（補助率10/10、第二次公募に係る補助限度額300万円）。
- ・[H30年度予算] 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数
※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

【制度スキーム】



新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

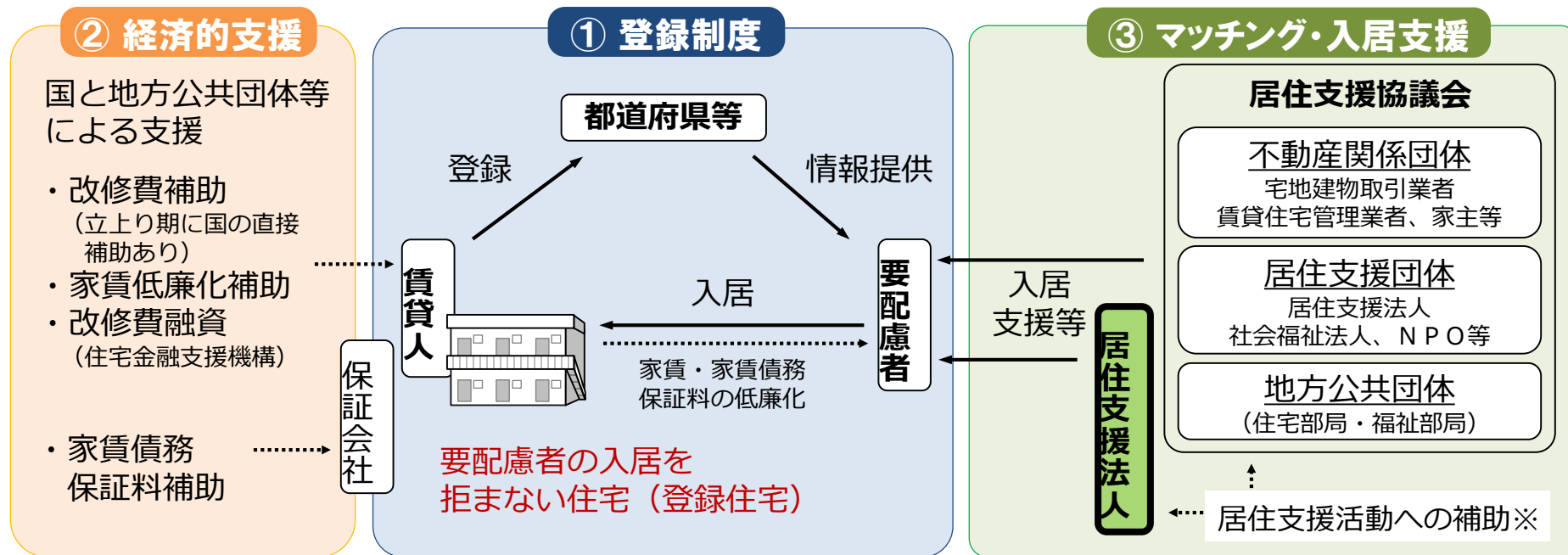
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

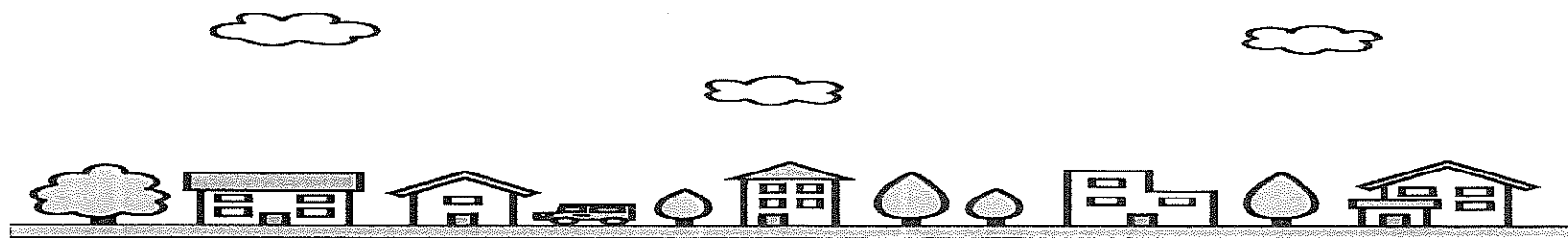
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※今回は居住支援法人が行う入居支援等の活動に対する補助事業を公募します。



居 住 支 援

<< 伴走支援型住宅 >>

住宅確保要配慮者居住支援法人

滋賀県指定番号：第5号

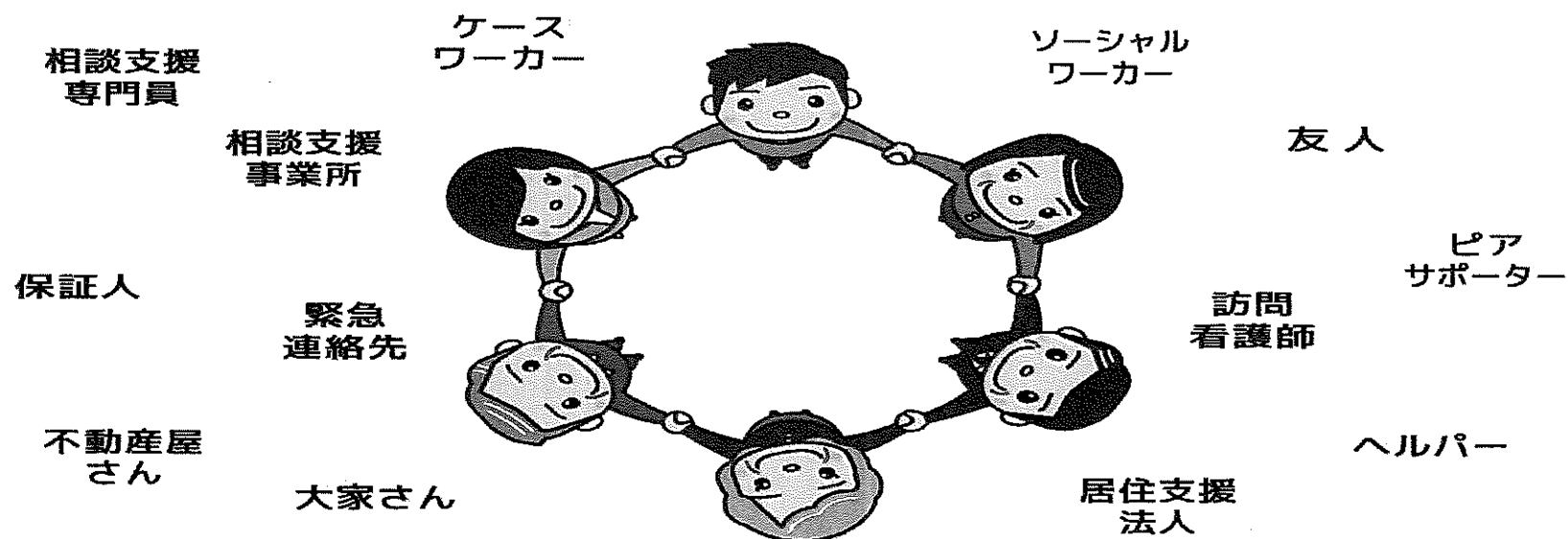
株式会社 共栄サポート

【担当者】 白井（しらい） 【連絡先】 080-4163-5571

(1) はじめに

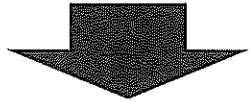
この資料は、退院・退所後などの住まいを探し、安心して暮らす準備をするためのものです。

わからないことや困ったことがあれば、この資料を見返したり、病院・施設や支援機関などの担当者に相談したりしてください。あなたの入居後の生活が安心できるものになるように、チームで取り組んでいきましょう。

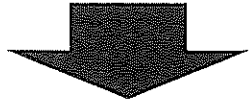


(2) お手続きの流れ

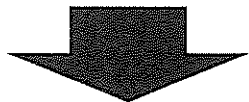
①支援相談（関係機関）



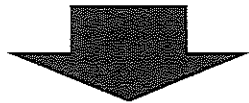
②支援者会議



③本人面談（サブリース契約の説明・意思確認）

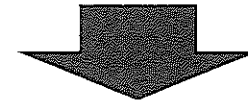


④物件の見学（内覧・内見）



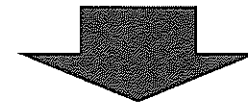
⑤書類審査

（ネットワーク形成の確認）



⑥契約手続き

（契約手続きの際は、支援者同席）



⑦入居（伴走支援のスタート）



(3) 伴走支援付き住宅とは



- ・入居から、退去までの期間は、(株) 共栄サポートが伴走支援をしていきます。
- ・下記のネットワーク支援受入れが条件となりますので、契約上の連帯保証人は不要です。
- ・地域支援・行政支援・行政サービス、何らかのサービスを週一回以上利用して頂く事が入居条件です。
- ・提供する物件は一般的な賃貸物件です。
そのため、各物件ごとに定められた管理規則・利用規則が基本ルールとなります。
- ・入居後の住まいのことは、すべて(株) 共栄サポートが担当します。
基本的に大家さん・管理会社等との直接やり取りを行うことはありません。

(4) まとめ

- ・当法人は、地域での安定した生活を目標とする方々の居住支援を行う法人です。
提供する物件は、地域にある一般的な賃貸物件（共同住宅）ですので、各物件で決められたルールは必ず守ってください。
- ・提供できる物件は、大津市（2物件）草津市（2物件）のみとなります。
その他の物件を希望される場合は、申し訳ございませんが他居住支援法人へ御相談ください。
- ・当法人が利用させて頂いている物件は、大家さんのご理解及びご協力の上で、利用が可能な物件となります。そのため、入居者間および近隣トラブルなどは、当事者だけの問題では済まずほかの利用者様の契約にも影響してしまう事があります。
そのため、度重なる注意及び指導を行っても、改善がみられない場合は、契約の解除や次回の契約更新ができなくなることがあります。
- ・入居者の安心・安定した生活を継続できるよう（株）共栄サポートが継続した伴走支援を行っていきます。孤立せず、その人らしい生活が送れるようみんなで支えていきます。

これで準備OK!
一連の流れを知ってスムーズに契約!

STEP 1

1-1

お問合せ

1-2

物件の内見(下見)

1-3

初期費用の確認

STEP 2

2-1

申込み

2-2

入居審査

2-3

重要事項の説明

STEP 3

3-1

契約・入居の準備

3-2

契約書に署名・捺印

3-3

鍵の受け取り

入居申込書(一般用)及び個人情報取扱に関する同意書

家賃発生日 20 年 月 日
 入居予定日 20 年 月 日

申込日 20 年 月 日

物件名		号室	使用用途	<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 駐車場				
物件住所	契約年数	年	鍵追加	本				
<input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 保証金	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	円	<input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 解約引	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	円	更新料	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	円
家賃	円/月	共益費	円/月	水道代	円/月	<input type="checkbox"/> 実費 <input type="checkbox"/> 定額	円/月	
駐車場	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	円/月	ネット利用料	<input type="checkbox"/> 実費 <input type="checkbox"/> 定額	円/月	町内会費	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	円/月・年
駐輪場	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> 自動二輪 <input type="checkbox"/> 不要	円/月	その他	円/月	月額賃料合計	円		

個人情報取扱いについて
 ※弊社は個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱及び保護等について、個人情報保護法の規定に基づき、下記の通りご説明いたします。

＜当社が保有している個人情報と利用目的＞
 ①当社は、当社との不動産取引に伴い賃貸物件の入居希望者様、入居者様、契約書に記載された個人情報、その他適正な手段で入手した個人情報を保有しています。②お客様との契約の履行、アフターサービスの実施のために利用します。③当社は、当社他の不動産取引におけるサービスの紹介並びにお客様にとって有用と思われる当社提携先の商品・サービス等を紹介するためのダイレクトメールの発送等のために、お客様の個人情報のうち住所、氏名、電話番号、メールアドレスの情報を利用させていただきます。このための利用は、お客様からの申し出により取り止めます。

＜個人情報の第三者への提供＞
 当社が保有する個人情報は、お客様との契約の履行、賃貸取引にあつては契約管理、アフターサービスの実施のため、業務の内容に応じて氏名、住所、電話番号、生年月日、入居状況を書面、郵送物、電話、電子メール等で次の①～⑤記載の第三者に提供されます。尚、お客様からの申し出により提供は停止いたします。

①お客様からの委託を受けた事項についての契約の相手となる方。②対象不動産についての管理の必要がある場合における管理業者。③当社の管理業務に係る業務委託先及び賃料引落しに係る金融機関、管理組合役員。④入居希望者様の信用照会のための信用情報機関(必要な場合)。⑤賃借人が賃料を滞納した場合の滞納取り立て者。⑥お客様にとって有用と思われる当社提携先。

＜個人情報の保護対策＞
 ①当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。②当社のデータベース等に対する必要な安全管理措置を実施いたします。③当社が保有する個人データの取扱いの全部又は一部について外部委託をするときは、必要な契約を締結し、適切な管理、監督を行います。

みらいえ住宅株式会社 御中
 個人情報の提供・利用について同意し申込みをいたします。

同意サイン
 (サイン)

申込人(契約者)	フリガナ				男・女	生年月日 (西暦)	年	月	日	年齢	才	
	氏名											
	現住所	〒 -					<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> その他()					
	自宅TEL	- -		携帯TEL	- -		メールアドレス					
	勤務先	名称				<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営業・会社経営 <input type="checkbox"/> 契約社員・派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他()		業種				
		所在地	〒 -			TEL ()	年収	万円				
所属				役職	勤続年数	年	給料日	日				
転居理由						媒体	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 知人の紹介 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 店頭広告 <input type="checkbox"/> その他()					
入居者	続柄	氏名	生年月日	勤務先名・学校名	年収	携帯TEL						
	本人	同上	同上	同上	同上	同上						
		フリガナ				万円						
		フリガナ				万円						
	フリガナ				万円							
全保連では緊急連絡先	フリガナ				男・女	生年月日 (西暦)	年	月	日	年齢	申込人との関係	
	氏名											
	住所	〒 -					<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> その他()					
	自宅TEL	- -		携帯TEL	- -		メールアドレス					
	勤務先	名称				<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営業・会社経営 <input type="checkbox"/> 契約社員・派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他()		業種				
		所在地	〒 -			TEL ()	年収	万円				
所属				役職	勤続年数	年	給料日	日				
MIRAIIE スター東店 〒520-3042 滋賀県栗東市辻526番地1 TEL:077-551-5533 FAX:077-551-5534										担当/確認者	/	

上記の通り賃貸住宅の入居を申し込みます。
 ●入居申込内容並びに提出書類に、不正又は誤りがある場合は、申込金を放棄することにより解約をいたします。
 ●審査の結果、入居の申込をお断りする場合があります。(理由の説明はいたしません。)

申込日 20 年 月 日 申込人 印

草津市障害児(者)自立支援協議会 第91回研修会アンケート まとめ (抜粋)
 令和6年1月18日(木)研修会『グループホームの現状・居住支援法人って何?』

(回答数41人/参加者60人)

1. 「第1部グループホームの現状」の内容について

よくわかった	33	まあまあ	8	まだよくわからない		無記入	
--------	----	------	---	-----------	--	-----	--

2. 「第2部居住支援法人って、なに?」の内容について

よくわかった	32	まあまあ	9	まだよくわからない		無記入	
--------	----	------	---	-----------	--	-----	--

3. グループホームについて

- ・住まいの場についてグループホームや居住支援ことを学べてよかった 2
- ・共同生活が難しいので、一人暮らしを希望される方の相談を受けている現状がある
- ・ネットワークの構築やサービスがあることで、地域移行が実現する希望がもてた 2
- ・もっとグループホームのこと等がわかる様に勉強していきたい 2
- ・支援の多様さを感じた
- ・重度障害者が利用できるグループホームが少ない 2
- ・6段階で分けられる区分については、それぞれの区分の仕方はどのようになっているのか知りたい
- ・支援者の知識や理解を深めるために研修制度や国からの補助を強化してほしい
- ・20代・30代の利用者の人からは親亡き後の生活に対する準備など不安という現実がない人が多い
- ・自分の生活に対してしっかりとした考えが持てるための支援の難しさ、情報収集の必要性を感じた
- ・グループホームの状況や制度についてわかりやすくまとめて説明を聞くことができ、ありがたく思いました。職場の知らない職員に説明する資料として使わせてもらえたらと思います。
- ・自分の所属している法人と分野が違う…と思っていたのですが…住まいは全てのベースであり、その他の分野と密接に関わっていると感じました。
- ・現状が知れてよかった。
- ・GHの課題は、TVやネットも含め、色んな所で目にするがありますが、本当になかなか解決することがありません。本人の思いに添った支援ができていないのか、自分の支援にも自信が持てないまま毎日仕事をしています。当たり前の生活を守ることは大切なことだと思いますし、皆が同じように持っている権利だと思います。どんな仕事も人手不足や働き方が変わってきたところで、どんどん問題、課題も増えていると感じます。研修をしていただいて学べる機会がある事は本当にありがたいと思っています。
- ・グループホームについて、当方の事業所がある地域でも、グループホームの説明が不十分だった?または、受入れの理解があまりなかったせいか、住民の大きな反対がありました。事業者のホーム開始については、地域住民への受け入れの理解について時間がかかるのではないかと実感しました。

4. 居住支援法人について

- ・「居住支援」初めて知った 4
- ・居住支援の支援内容を学ぶ事ができよかった 8
- ・特に、居住支援について、大変勉強になる事例をいくつもお話して下さったので、是非、資料にも記載いただきたいな(メモを取りたい)と感じました。
- ・すまいの場を捜すことは簡単なことではない 3
- ・第2部の講師のお二人の話は分かりやすく、率直に話していただきよかった 5
- ・居住支援サービスで関わってもらえる機関があることはありがたいし、必要な時に相談したい
- ・支援する方の重責を感じた
- ・入居してから前の住宅の家賃がたまっていることが判明。裁判になっている。関係機関、本人も疲弊している。
- ・「すまい」の大切さは、人として誰しもが持っているもので安定させるべき内容

- ・支援を必要とする方の為に「つながり」を重視して取り組んでおられること、「すまい」だけではなく日中の活動など他分野においても重要な観点である
- ・白井さんの「社協のちけん」というワード…正式名称は？→生活福祉資金？
- ・入居までに様々な支援体制を組立てたくても組めない現状を理解してほしい

「地域福祉権利擁護事業」のこと。

4. 全体の意見

- ・福祉・医療・介護とサポートし合う必要性、現実的な難しさをあらためて感じた
- ・将来に向けてどんな制度やサービス、ネットワークがあるのかを考えたり話し合うきっかけにしたい 4
- ・障害のある方が、とりあえず相談してみようと勇気をもって言ってほしい
- ・支援者を支援するという言葉はとても心に刺ささり、行政がそういった担い手を支える必要がある。
- ・入居前の確認が改めて必要だなと感じた
- ・制度上のすき間への対応が必要
- ・自立支援協議会として 3 年間取り組まれてきて、課題もみえてきたことが伝わった。自立支援協議会としての提起として受取り、今後の検討につなぎたい
- ・協議会の研修、とても参考になった。会員に伝えていきたい。
- ・1部と2部の内容は、隣り合ってるようで全く違う内容だと思ったので、分けて研修すべきだと思った。もしくは、1部と2部をつなぐ部分の話にしっかり焦点を当てた研修が必要かと思う。
- ・もっと詳しく内容を知りたい。(時間が限られていますよね…)
- ・わかりやすかったが、居住支援が長すぎる。他の制度的な話しがもう少し聞きたかった。
- ・グループホームにせよ、A、B、移行にせよ、居住支援法人にせよですが、株式会社等の営利法人が参入することで、良い意味でも市場原理に則った支援が一般的になるのかなと感じます。
すまい ⇒ 居住支援法人 就労 ⇒ 就労支援法人 医療 ⇒ 医療連携法人とすると、全体のコーディネートを一体誰が…ということ、専門と専門のはざまのことを考えねば…と思うところです。
- ・住居に関して、障害者の住居さがしは、難しいのだと思いました。
- ・トータルケアがすばらしい。
- ・障害のある方が住まいを見つけるための手段がある事がわかり、安心のひとつになりました。支援にのらない方の為の支援に対する制度の必要性を痛感しました。

5. その他

- ・実際うちのホームでも人手不足で大変です。職員の気持ちや思いだけでは継続していく事が、どんどん難しくなっていきます。私は報酬単価等がよく分かりませんが、実態としては福祉労働者の給料の少なさと仕事の負担の差は本当に大きく、誰かに仕事が片寄ってしまうことが心配です。
- ・働き手の少ない中、こんな状況では、いつか職員がつぶれてしまうと思います。国が県が市がと、よく研修で聞くことはありますが、本当に実態を見てほしいです。利用者のため、長く続けていきたい仕事ではありますが、実際しんどい事を伝えられないことも多いです。
- ・善意だけでは成り立たない。補助金、給付金がある事で支援が行っているという現実。
もう少し補償がある事で、受け皿を整えられるのではないか。
- ・障害児者がどのようなサービスを提供していて対象はどこなのかが、分かるよい機会をこれからも設定して頂けるとありがたいです。
- ・プロジェクターで資料を映して下さったら分かりやすかったと思います。